

有害使用済機器の保管の基準（掲示版記載例）

- ・ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示版を設置
- ・寸法は縦60cm×横60cm以上
- ・記載事項：有害使用済機器の保管の場所である旨（保管又は処分を行っている場合はその旨も追記）、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合）

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
最大保管高さ		m

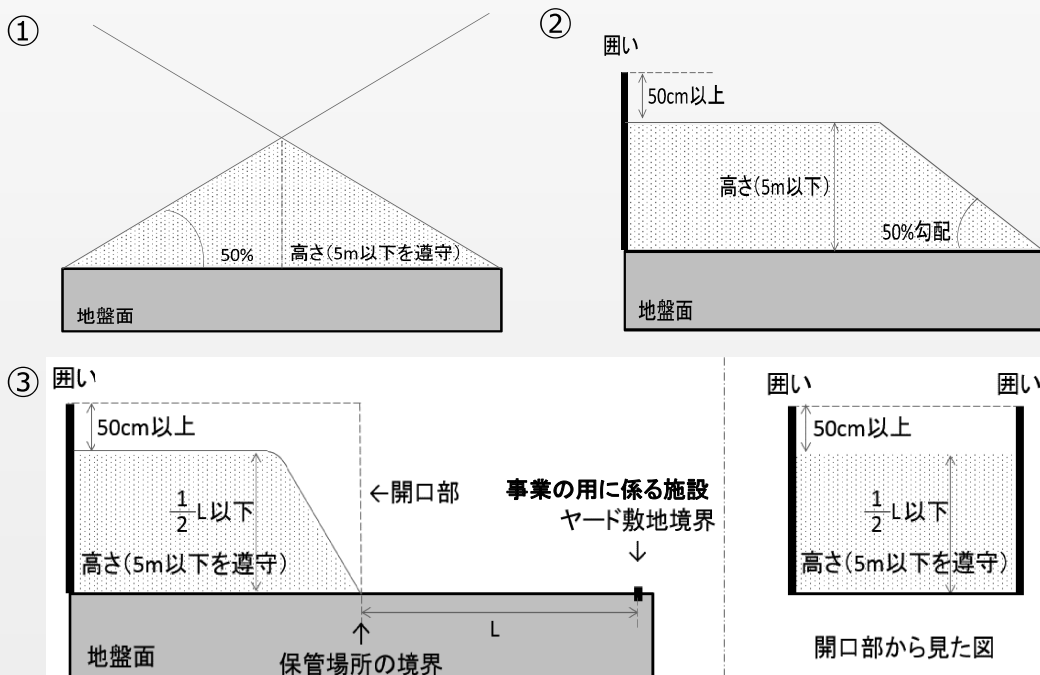
または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

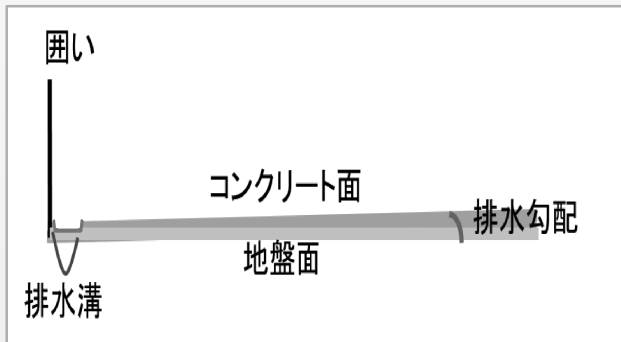
有害使用済機器の保管の基準（保管高さのイメージ）

- ・有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散流出しないように保管する必要がある。
- ・屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられるが、容器を用いずに屋外で山積み保管する場合も想定される。
- ・その場合、①堅牢な囲い接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保管する。②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）③三方を堅牢な囲いでかこむ場合に3つの場合について基準が定められている。

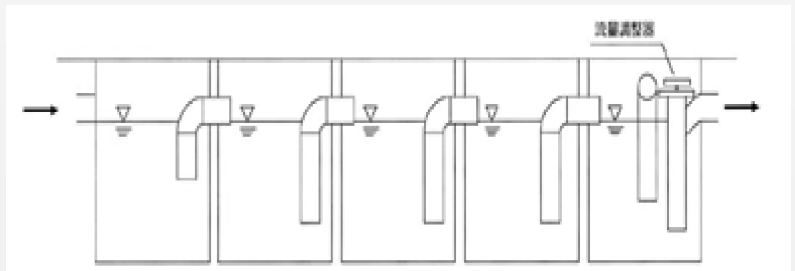


有害使用済機器の保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）

- 汚水や油が流出するおそれがある場合には、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。
- 排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要がある。



コンクリート舗装イメージ



油水分離槽イメージ

26

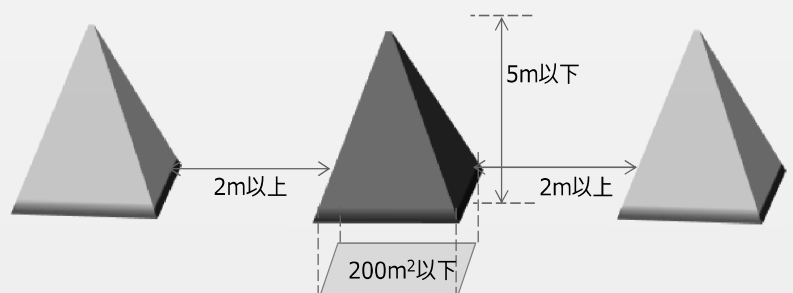
有害使用済機器の保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

- 近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要がある。
- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、**有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。**そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。
※運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してあることが望めます。
- 火災の原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱については、分別した上で適正に処理することとする必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は200m²以下とする必要があります。
- また、（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は2m以上とする必要があります。
※火災防止等の観点から、保管高さは5m以下とする。



分別保管の例

出所) 環境省



集積単位相互間の離隔距離イメージ図

27